武雄市生活困窮者自立支援事業(家計相談支援)委託業務仕様書

1 本事業の目的

本事業は、家計収支全体の改善等を図る観点から、生活困窮者自身の家計等に関するきめ細かな相談支援を強化して家計を管理する能力を高めるとともに、必要に応じてより円滑に貸付を受けられるよう、貸付のあっせんを行うなど、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく家計相談支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 委託業務の範囲

本事業により委託する事業は、生活困窮者自立支援法(平成25年12月13日法律第105号)第2条第6項に規定する「生活困窮者家計相談支援事業」とし、本事業における支援決定など市が行うべき事務を除き、その全部を行うこととする。

3 委託業務の対象地域及び実施場所

(1) 対象地域

事業の実施地域は、武雄市とする。

(2) 実施場所

委託業務を実施するにあたっては、主たる事務所を(1)の地域内に設置するものとし、設置に関しては、事前に市と協議することとする。

4 委託業務期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 対象者

失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者であって、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と、市が認める者(ただし、当該事業における利用申し込み者を含む)とする。

6 事業実施における体制

(1) 職員の配置

失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者に対して、相談援助や家計、 金融等に関する専門的な知識・技術を持った家計相談支援員を1名以上配置 するものとする。

また、事業所の管理、記録や報告の指導・確認、次の職員の育成・指導等の

役割を担う者として管理者を 1 名任命し、配置するものとする。ただし、他の業務と兼務することができる。

(2) 家計相談支援員の要件

家計相談支援を行う職員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。 なお、受託者は家計相談支援員が次の要件を満たすことを証明するため職務 経歴書(様式第1号)を提出し、市の承諾を得ること。

ア ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

- イ 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- ウ 金融機関に勤務経験を有する者
- エ 社会福祉士の資格を有する者
- オ 社会保険労務士の資格を有する者
- カ ア〜オまでに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

(3) 職員の役割

家計相談支援員の役割は以下のとおりとする。

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

また、本事業の支援対象者へのアセスメント(家計診断)、家計支援計画 (以下「プラン」という。)の作成を行い、様々な社会資源を活用しながら プランに基づく相談支援を実施するとともに、相談支援記録の管理や訪問支 援などのアウトリーチ等を行う。

(4) プランの策定

アセスメントを行う中で、家計支援の必要性を判断した場合は、受託者は速 やかに自立相談支援機関と連携を図りながら、プラン案を策定するものとす る。

(5) 支援の決定

ア (4)によるプラン案を策定し、支援を開始しようとする場合は、自立相談 支援機関は支援調整会議を開催するものとする。

- イ アの支援調整会議によりプラン案が承認された場合は、受託者は速やか に市に対して様式第2号により提出するものとする。
- ウ イによる提出があった場合は、市は速やかに本事業による支援を行うか 否かの決定をするものとする。

7 契約に関する条件等

- (1) 支援機関の管理及び運営
 - ア 受託者は、次の各号に掲げる事業の運営についての規程を定めておくも のとする。

なお、(ウ)については労働関係法規を遵守のうえ、相談者の利便性に配慮 すること。

- (ア) 事業の目的及び運営の方針
- (イ) 職員の職種、人数及び職務の内容
- (ウ) 開所日及び執務時間
- (エ) 事業に係る個人情報の取り扱い
- (オ) その他運営に関する重要事項
- イ 受託者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携帯させ、その必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- ウ 受託者は、本事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- エ 受託者は、相談や支援の経過等の記録を作成し、保管、提出する体制を 整えておくものとする。
- オ 受託者は、相談者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、 当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。
- カ 受託者は、本事業の実績や課題等について評価し、随時、利用実績、相 談記録、プラン・支援記録などの各種データを整備し、分析を行うものと する。
- キ 受託者は、関係機関で行う連絡会議等において、情報交換、支援対象者 の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める ものとする。
- ク 貸付機関が本事業を実施する家計相談支援機関(以下「支援機関」という。)となる場合は、一人の担当者が同一相談者に対する家計相談支援と貸付可否の判断を両方併せ持つことがないよう配慮すること。
- ケ 6(1) に規定する管理者とは別に、家計相談支援員に対し、専門職の立場から専門的な助言・指導ができるアドバイザーを事業所内部あるいは外部に位置付けることが望ましい。
- コ 家計相談支援員は、家計相談支援事業に支障がなければ、生活困窮者自 立支援制度の他の事業と兼務することも可能であるが、その場合は、合理 的な考え方による事業費の按分に留意すること。
- (2) 再委託の禁止

受託者は、受託した業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、おおむね事業費の2分の1を下回る範囲で業務の一部を委託することができる。

(3) 留意事項

ア 相談者に対して、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意 思や主体性を最大限に尊重するものとする。

- イ 支援対象者に対する支援は、本人の心身の状況、ニーズ、活用できる社 会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- ウ 本事業の遂行に当たっては、支援対象者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に 適切な支援を受けることができるよう配慮するものとする。
- エ 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければ ならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、支援対象 者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するものとする。

また、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとし、他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

- オ 本事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- カ 本事業の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、次に掲げる規程 に沿って行うものとする。

家計相談支援事業の運営の手引き

(4) 業務の引継ぎ

受託者は、本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が 生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑 な引継ぎに努めるものとする。具体的な内容については、受託者と市の協議 によることとする。

(5) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から市に移転するものとする。

(6) 連携·協力体制

本事業の実施に当たっては、支援対象者に寄り添った支援を心がけ、自立相談支援モデル事業運営要領に規定する事業や法テラス、貸付機関等とともに相互に連携及び協力して事業を進めるものとする。

8 周知

支援機関を気軽に利用できるよう、パンフレット、ポスター、ホームページ等で周知することのほか、生活困窮者が相談しやすい環境を構築するなど実質的に有効な周知を図ること。

9 運営に要する経費

以下の経費について委託料による支出対象とする。

(1) 人件費

給料、職員手当等、報酬、社会保険料、報償費、賃金

(2) 事業費(主なもの)

旅費、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、需用費(消耗品費、燃料費、 印刷製本費、修繕費、食糧費)、使用料、賃貸借料、委託費、備品購入費(価格 30万円以上の備品を除く。)、負担金

10 報告

受託者は市から事業の実施状況について報告を求められたときは、随時、必要な情報を提供するものとする。

(様式第1号)

職務経歴書

(家計相談支援員)								
氏名			資格の有無	有()・無			
勤務先 従事年			従事内容 (できる限り具体的に)					

備考

(相談援助や家計・金融等に関して支援した経験がない場合は、当該担当者への育成 方法を具体的に記載すること。)

平成 年 月 日

(EIJ)

武雄市長 小松 政 様

 住
 所

 受託者
 名
 称

 代表者

家計相談支援事業の実施について

このことについて、下記の者に係る支援調整会議を開催した結果、別添自立支援計画のとおり了承されましたので、添付書類を添えて提出します。

記

氏名	
住所	
支援調整会議 における意見	
上記意見への対応	

(添付書類)

- ・別紙様式3号(支援調整会議の概要)
- 自立相談支援事業利用申込書
- 自立支援計画
- 家計支援計画

【連絡先】 〇〇課 〇〇〇〇 Tel:09**-**-****

(別紙様式3号)

支援調整会議の概要

別	屑催年 月日		年	月	日	年	月	日		年	月	日
Ð	· 名					生年月日	左	F	月	月	(歳)
自	主 所											
【参	加団体】											
(主	な課題】											
【利	J用する法定サ											
	自立相談支援											
		.込期間 (名	手 .	月	\exists \sim	年	月		日)		
	家計相談支援											
		込期間(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u></u>	月	日~	年	月		日)		
【具	、体的な支援内]容】										
	指す姿】											
7.0	//s >-ta 1//s >) 	\II \ \									
	後連携してい	く団体又に	ま事業)									
I /#	 j考】											
\ 1V#	17											